

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第 13 期第 17 回島根海区漁業調整委員会が、平成 23 年 12 月 21 日（水）に松江市の松江テルサで開催され、以下の議題について協議等が行われました。

1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県の管理計画を定めています。

今般、国より 24 年漁期のマイワシ、マアジ、スルメイカに係わる国の漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。この決定通知に伴う県管理計画の変更について、知事から諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

なお、本諮問は隠岐海区漁業調整委員会にも諮られ、異議の無い旨の答申を得ていますので、国の承認を得て、県の計画として公表されることとなります。

県の管理計画の変更内容

マイワシ、マアジ、スルメイカの平成 24 年漁期（平成 24 年 1 月～平成 24 年 12 月）の配分量

	H24 年 1 月～12 月（ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについては H23 年 7 月～H24 年 6 月まで）
マイワシ	若干 [中型まき網への再配分量：若干]
マサバ及びゴマサバ	15,000 トン [同上：14,000 トン]
マアジ	30,000 トン [同上：28,000 トン]
スルメイカ	若干
ズワイガニ	若干

※マサバ及びゴマサバ、ズワイガニについては H23.6 に配分済み

2. ふぐ浮延縄漁業の禁止について（協議）

昭和 63 年頃から、山口県、福岡県のふぐ浮延縄漁船が島根県沖合で多数操業、小型底曳き網漁業や沿岸漁業とトラブルが発生しました。山口との協議を進めましたが、平成 5 年 1 月 1 日から委員会指示で操業を禁止しており、今回はその継続について協議したものです。

協議の結果、引き続き委員会指示を発令し、島根海区海面においてふぐ浮延縄漁業の禁止をしていくことが決定されました。なお、隠岐海区についても同

様な委員会指示が決定されており、島根県沖合海面において同漁業は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日の 3 年間、操業が禁止されます。

3. 島根県資源管理指針の変更について（報告）

資源管理・漁業所得補償対策（資源管理・収入安定対策）の県の基本的方針を示した島根県資源管理指針に変更を生じたので報告がされました。

内容は、

益田地区の刺網

資源管理〈漁獲物体長制限・種苗放流〉 → 〈漁獲物体長・漁具の制限〉

益田地区の一本釣り

資源管理〈漁獲物体長制限・種苗放流〉 → 〈漁獲物体長制限（マダイ・ヒラメ）〉

に取り組むという変更です。

4. その他

以下の情報提供を行っています。

① 株式会社と生産組合の比較

法人税における事業分量配当等の特例（損金算入）について

② 東日本大震災復興特区域法

漁業権の免許（特定区画漁業権）の優先順位の特例について

③ 福井海区漁業調整委員会指示に係わる福井地方裁判所の判決

松出シ瀬海域における釣り（漁業と遊漁）の禁止の委員会指示違反

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950